

浜北A C 規約

H 2 4 . 4 . 1 施行

H 3 0 . 3 . 3 改訂

第1条 (名称及び事務局)

本クラブの名称は「浜北A C」(正式名称:浜北アスレチック・クラブ)と称し、事務局は責任者宅に置く。

第2条 (構成)

本クラブはクラブ員、クラブ員の保護者、代表、責任者、コーチ、協力指導者で構成する。

第3条 (目的)

浜松市浜北区および周辺地域からクラブ員を募集し、近隣の小学校、中学校、高校の指導者と連携して将来、浜松、静岡、日本を代表する陸上競技選手を育成するとともに、普及に努める。

第4条 (活動方針)

前条の目的に向かい、

- (1) 陸上競技の練習、大会に参加し陸上競技に親しむ態度を養う
- (2) 練習を通し創意工夫する力を育て、主体的に活動できる態度を養う
- (3) 陸上競技に敬意を払い、本クラブの活動を通して競技力のみならず、

心身の健全な育成を図る

以上の活動を行うとともに、中学で陸上競技を継続するように指導する。

また、本クラブでの活動を通して、

- ・ 陸上競技を通して学年、男女の枠を越えて友情を深める
- ・ 何事も最後まで諦めない粘りの心を育てる
- ・ スポーツ選手らしいあいさつ、マナーなどの態度を養う

第5条 (対象・入会・継続・退会)

指導対象は、浜松市浜北区および周辺地域に在住の小学校4・5・6年生とする。本クラブに入会しようとする者は、入会申込書を提出し、会費を納入しなければならない。次年度以降も継続する場合は、継続希望届を提出するものとする。

退会しようとする者は、退会届(様式は任意)を退会しようとする日までに提出しなければならない。但し、保護者の転勤等やむを得ない場合はこの限りではない。クラブ員、コーチ、協力指導者は、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第6条 (登録期間)

クラブ員の登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 (クラブの登録)

本クラブはクラブチームとして、静岡陸上競技協会にクラブ登録を行う。

第8条 (活動場所・活動時間・活動時の注意事項)

活動場所: 県立浜名高校(運動場)、平ロススポーツ広場、四ツ池公園陸上競技場、浜北森林公園、その他(月間予定表に活動時間、場所を示す)

活動時間: 火曜日は浜名高校 19:30~21:00
木曜日は平ロススポーツ広場 19:15~20:45
(上記以外の場合はその都度、活動時間、場所を事前に伝える)

注意事項: ①時間厳守

②服装: 特に定めないが、運動にふさわしい服装

③持ち物: 着替え、タオル、水筒

④校舎内立ち入り禁止: 浜名高校(定時制の授業に迷惑をかけない)

⑤練習、試合を理由に勉強その他をおろそかにしない

第9条 (指定品の購入)

指定品を次のように定める。①~③は指定店で購入、④は自由購入。

- ①ユニフォーム
- ②Tシャツ
- ③名前入りビブス
- ④スパイクシューズ(練習時に着用)

第10条 (役員)

本クラブには次の役員を置く。役員は役員会において、出席者の承認をもって選出するものとする。

- | | | |
|-------|------------|------|
| ア 代表 | イ 責任者(事務局) | ウ 会計 |
| エ コーチ | オ 協力指導者 | カ 監査 |

その他、役員会において必要と認めた役員を置くことができる。

第11条 (役員の任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

役員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第12条 (役員の仕事)

(1) 代表は、クラブ員の技術指導を、発達段階に応じた心身の健やかな育成に努め、指導方針及び活動方針の決定をする。また、責任者、ブロックごとの主任コーチと協議し参加する大会や予算の使途について活動全般を統括する。

(2) 責任者は、クラブの渉外窓口の役割に加え、大会参加、審判依頼、練習時のコーチの分担、用器具の更新などの実務にあたる。コーチがこれらの業務に当たるときは、責任者の指導のもと行う。

(3) コーチは、活動方針に沿ってチームの規律向上と技術指導及び教育に努める。

(4) 協力指導者は、コーチの努めであるチームの規律向上と技術指導及び教育を補佐する。

第13条 (役員会議)

役員会議は、本クラブの管理及び運営における準備と計画を行う。

また、重要事態の発生及び重要事項の決定など、必要な場合は随時開催できる。

第14条 (会計)

本クラブの経費は、会費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第15条 (会費)

クラブ員が納める会費は次のとおりとする。

- (1) 月額 1,500円
- (2) 半年ごとに9,000円を郵便振込で納入する
※納入期限: 4月末・10月末(年2回)

第16条 (事故の責任)

活動に際してクラブ員は、自己の責任において行動するものとする。

活動中に生じた事故については、指導者はは応急の処置や連絡を行うが、保障については加入保険適用範囲によるものとし、クラブ及び指導者は、保険額を超える責任を負わないものとする。

第17条 (その他)

この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会議で決定する。

附則 本規約は平成24年4月1日から施行する。